

## 令和元年度座間市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和元年6月26日策定

### 1 趣旨

本市における「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

### 2 用語の意義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の全ての部局が発注する物品等の調達とする。

### 4 対象となる障害者就労施設及び物品

(1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等が提供する物品及び役務

- ア. 就労移行支援事業所
- イ. 就労継続支援事業所
- ウ. 生活介護事業所
- エ. 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ. 地域活動支援センター

(2)障がい者を多数雇用している企業が提供する物品及び役務

- ア. 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ. 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障がい者の雇用者数が5人以上
- ②障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3)在宅就業障害者等

- ア. 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ. 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 調達を推進する物品等及びその調達目標

障害者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とし、その調達目標は、前年度実績以上とする。

## 6 調達の推進方法

(1)本市では、市内の障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報の収集を行い、この情報をもとに、各部署に対して障害者就労施設等への優先調達の依頼を行う。

(2)本市では、各部署より障害者就労施設等に発注可能な物品等の情報の提供を依頼し、市内の障害者施設等にその情報の提供を行う。

(3)障害者施設等が供給する物品の質の向上、供給量の拡大及び取扱品目の拡充並びに提供できる役務の開拓等に係る取組みの支援に努める。

(4)市のマスコットキャラクター「ざまりん」を活用し、障害者施設等の物品等の供給量の拡大及び新たな物品等の検討を推進する。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

(1)本市において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定又は見直したときは、速やかに市ホームページ等で公表する。

(2)調達実績については、翌年度に取りまとめを行い、速やかに市ホームページ等で公表する。

## 8 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課とする。